

平成27年第3回浦幌町議会臨時会 議案説明資料

目 次

- ・議案第38号（浦幌町税条例等の一部改正）説明資料……………P 1・2
- ・議案第39号（浦幌町国民健康保険税条例の一部改正）説明資料……………P 3
- ・議案第40号（浦幌町国民健康保険条例の一部改正）説明資料……………P 4・5
- ・議案第41号（浦幌町介護保険条例の一部改正）説明資料……………P 6～8
- ・議案第42号（一般会計補正予算）説明資料……………P 9・10

浦幌町税条例等の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）」、「地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）」及び「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成27年総務省令第38号）」が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、浦幌町税条例等の一部を改正するものです。

2 改正の主な内容

改正項目	条項番号	改正内容
均等割の税率	第31条第2項の表第1号オ	法人町民税均等割の税率適用区分である資本金等の額の改正に伴う所要の措置
所得割の課税標準	第33条第2項	所得税における国外転出時課税の創設に伴い、個人住民税所得の課税標準の計算において、当該譲渡所得については、所得税法の例によらないものとする。
個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除	附則第7条の3の2第1項	個人町民税における住宅ローン制度特例の適用期限を1年半延長する。
個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等	附則第9条、第9条の2	ふるさと納税の申告特例規定の整備
法附則第15条の8第4項の条例で定める割合	附則第10条の2第6項	新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る、課税標準の特例措置についての割合を条例で定める。 (課税標準の特例割合は、価格の3分の2)
軽自動車税の税率の特例	附則第16条	一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例（軽課）の規定を設ける。
たばこ税の税率の特例	附則第16条の2	「旧3級品の製造たばこ」に係る特例税率を平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に経過措置を講じ廃止する。

条文の整理

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の整備（番号法の施行に伴う整備）

第2条第3号、同条第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1

項第1号、第63条の3第1項第1号、同条第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号、第149条第1号、附則第10条の3第1項第1号、同条第2項第1号、同条第3項第1号、同条第4項第1号、同条第5項第1号、同条第6項第1号、同条第7項第1号、同条第8項第1号、同条第9項第1号、附則第22条第1項第1号、同条第3項第1号

・字句等の整備

第23条第2項、第36条の3の3第4項、第48条第6項、第50条第3項、第57条、第59条、附則第4条第1項、附則第10条の2第5項、附則第11条、附則第11条の2、附則第12条、附則第13条、附則第15条

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、次に掲げる規定は、当該に定める日から施行する。

条例第33条第2項及び第36条の3の3第4項の改正規定並びに附則第3条第2項の規定 平成28年1月1日

条例第23条第2項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定並びに次条、附則第3条第7項及び第6条の規定 平成28年4月1日

条例第2条第3号及び第4号、第36条の2第9項、第51条第2項各号、第63条の2第1項第1号、第63条の3第1項第1号及び第2項第1号、第71条第2項第1号、第74条第1項第1号、第74条の2第1項第1号、第89条第2項第2号、第90条第2項第1号、第139条の3第2項第1号並びに第149条第1号の改正規定並びに附則第10条の3第1項第1号、第2項第1号、第3項第1号、第4項第1号、第5項第1号、第6項第1号、第7項第1号、第8項第1号及び第9項第1号並びに第22条第1項第1号及び第3項第1号の改正規定並びに附則第2条第3項及び第8項、第3条第2項、第4条第1項、第6条及び第7条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

浦幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の改正に伴い、課税限度額の引き上げを行い、国民健康保険被保険者の所得水準が伸びないなか、高齢化などで増加する医療費に対応するため、応能負担をさらに強化し、中間所得者の負担を緩和するため、国民健康保険税の5割、2割軽減における基礎控除に加え被保険者数に乗じる基準額を引き上げるものです。

また、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に伴い施行期日の一部を改正するものです。

2 改正の内容

① 課税限度額の引き上げ（第1条関係）

医療分課税限度額 現行 51万円⇒改正後 52万円

後期高齢者支援分 現行 16万円⇒改正後 17万円

介護納付金分 現行 14万円⇒改正後 16万円

② 所得軽減判定額の引き上げ（第23条関係）

5割軽減

現行 33万円+245,000円×被保険者数

⇒改正後 33万円+260,000円×被保険者数

2割軽減

現行 33万円+450,000円×被保険者数

⇒改正後 33万円+470,000円×被保険者数

③ 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法律の施行に伴う施行期日の一部改正（附則第1条第2号）

3 施行期日

①及び②については、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

改正後の浦幌町国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

③については、平成28年1月1日から施行する。

浦幌町国民健康保険条例の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

平成24年に公布された国民健康保険法の一部を改正する法律（平成24年法律第28号）において、国民健康保険法「第72条の3」の次に、関連条項として新たに「第72条の4」を追加し、現行の「第72条の4」を「第72条の5」に繰り下げるという措置が、平成27年4月1日に施行されることとなっていました。

この改正法の施行に伴い、引用条項の整理を行うため、本条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

第10条中「第72条の4」を「第72条の5」に改める。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

浦幌町国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第9条（略） （保健事業）</p> <p>第10条 町は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）<u>第72条の5</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）健康教育 （2）健康相談 （3）健康診査 （4）その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業</p> <p>第11条～第23条（略）</p>	<p>第1条～第9条（略） （保健事業）</p> <p>第10条 町は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）<u>第72条の4</u>に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> <p>（1）健康教育 （2）健康相談 （3）健康診査 （4）その他被保険者の健康の保持増進又は保険給付のために必要な事業</p> <p>第11条～第23条（略）</p>

浦幌町介護保険条例の一部を改正する条例説明資料

(町 民 課)

1 改正の趣旨

介護保険法施行令等の一部改正が平成27年4月10日に公布及び施行され、介護保険の第1号被保険者のうち、介護保険料の所得段階が第1段階に該当する方について、基準額に乗じる標準割合を0.5から0.45に軽減強化する措置が講じられたところです。

本町においても、国と同様の措置を講じるため浦幌町介護保険条例の一部を改正するものです。

2 改正の内容

第1段階の保険料率を「33,300円」から「29,900円」にする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

改正後				改正前			
段階	対象者	標準割合	年額保険料(円)	段階	対象者	標準割合	年額保険料(円)
1	・生活保護受給者の方 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者の方 ・住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円以下の方	<u>0.45</u>	<u>29,900</u>	1	・生活保護受給者の方 ・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者の方 ・住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円以下の方	<u>0.50</u>	<u>33,300</u>
2	住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	0.75	49,900	2	住民税非課税世帯で、本人年金収入等が80万円を超え120万円以下の方	0.75	49,900
3	住民税非課税世帯で、上記以外の方	0.75	49,900	3	住民税非課税世帯で、上記以外の方	0.75	49,900
4	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.90	59,900	4	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、本人年金収入等が80万円以下の方	0.90	59,900
5	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、上記以外の方	1.00	66,600	5	住民税課税世帯、本人が住民税非課税で、上記以外の方	1.00	66,600
6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	79,900	6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	79,900
7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	86,500	7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	86,500
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	99,900	8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	99,900
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	113,200	9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上の方	1.70	113,200

※年額保険料の算出方法

保険料基準額×標準割合×12か月＝年額保険料

100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

浦幌町介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第7条 (略) (保険料率)</p>	<p>第1条～第7条 (略) (保険料率)</p>
<p>第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 33,300円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 49,900円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,900円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,900円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,900円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 86,500円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,900円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 113,200円</p> <p>2 前項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,900円とする。</p>	<p>第8条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率(法第129条第2項に規定する保険料率をいう。以下同じ。)は、次の各号に掲げる第1号被保険者(法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 33,300円</p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 49,900円</p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 49,900円</p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 59,900円</p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 66,600円</p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 79,900円</p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 86,500円</p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 99,900円</p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 113,200円</p> <p>2 前項の保険料率を決定する場合において、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>
<p>第9条～第22条 (略)</p>	<p>第9条～第22条 (略)</p>

一般会計補正予算説明資料

1 社会福祉総務費（保健福祉課）…補正綴P4・5

①内 容

平成26年4月の消費税率引上げにより、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、平成26年度に引き続き暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金を支給することとなり、本事業実施に伴う事業費を追加補正するものです。

[支給対象者] 原則として、以下の1及び2のいずれにも該当する方

1. 基準日(平成27年1月1日)に浦幌町の住民基本台帳に記載されている方
2. 平成27年度町民税(均等割)が課税されていない方(ただし、以下の方は対象外)
 - ◎平成27年度町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族
 - ◎生活保護制度内で対応される被保護者

[支給額] 支給対象者1人につき6千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款	国庫支出金	2項	国庫補助金	2目	民生費国庫補助金		
2節	社会福祉費補助金						
					(臨時福祉給付金事業費補助金)	7,800千円	追加
					(臨時福祉給付金事務費補助金)	1,650千円	追加

【歳出】

3款	民生費	1項	社会福祉費	1目	社会福祉総務費		
3節	職員手当等(時間外勤務手当)					380千円	追加
7節	賃金					606千円	追加
11節	需用費(消耗品費)					100千円	追加
					(印刷製本費)	27千円	追加
12節	役務費(通信運搬費)					123千円	追加
					(手数料)	90千円	追加
13節	委託料(システム改修業務委託料)					324千円	追加
19節	負担金、補助及び交付金(臨時福祉給付金)					7,800千円	追加
					(内訳) 基準額 @6,000円×1,300人=7,800,000円		

2 児童措置費（町民課）…補正綴P4～6

①内 容

平成26年4月の消費税率引上げにより、子育て世帯に与える負担の影響に鑑み、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、平成26年度に引き続き臨時特例的な措置として、子育て世帯臨時特例給付金を支給することとなり、本事業実施に伴う事業費を追加補正するものです。

[支給対象者] 平成27年6月分の児童手当を受給される方。

ただし、特例給付（平成26年の所得が児童手当の所得制限額以上の方に児童1人当たり月額5,000円を支給しているもの）を受給される方を除く。

[支給額] 対象児童1人につき3千円

②補正科目及び補正額

【歳入】

13款 国庫支出金 2項 国庫補助金 1目 民生費国庫補助金

3節 児童福祉費補助金

(子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金) 1,650千円追 加

(子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金) 350千円追 加

【歳出】

3款 民生費 2項 児童福祉費 2目 児童措置費

3節 職員手当等(時間外勤務手当) 118千円追 加

7節 賃金 24千円追 加

11節 需用費(消耗品費) 10千円追 加

(印刷製本費) 16千円追 加

12節 役務費(通信運搬費) 30千円追 加

(手数料) 44千円追 加

13節 委託料(システム改修業務委託料) 108千円追 加

19節 負担金、補助及び交付金(子育て世帯臨時特例給付金) 1,650千円追 加

(内訳) @3,000円×550人=1,650,000円

3 給食センター管理費(教育委員会)…補正綴P6

①内 容

原材料、調理済食品等の保存食の専用冷凍庫が、経年劣化により庫内温度が下がらなくなったため、冷凍庫の更新に係る備品購入費について追加補正するものです。

②補正科目及び補正額

【歳出】

10款 教育費 6項 保健体育費 3目 給食センター管理費

18節 備品購入費 348千円追 加